

高松さんさん荘(3770102956)

ユニット型 介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

令和1年10月1日～

1月(30日ご利用の場合)

※ 概算が含まれていますので、若干の誤差があります。

介護保険 認定結果 (サービスコード)	支給 限度 単位	施設 サービス費 合計単位  30日単位	① 利用者負担額 (保険対象分) (30日利用)(円)			② 居室代 (30日利用) (円)				③ 食事代 (30日利用) (円)				総合計 (①+②+③) (30日利用) (円)					
			1割負担	2割負担	3割負担	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	2割負担の場合	
																			3割負担の場合
要介護 1 (513111)	16,765	23,610	23,940	47,880	71,820	24,600	24,600	39,300	60,180	9,000	11,700	19,500	41,760	57,540	60,240	82,740	125,880	149,820	
																		173,760	
要介護 2 (513121)	19,705	25,830	26,190	52,380	78,570	24,600	24,600	39,300	60,180	9,000	11,700	19,500	41,760	59,790	62,490	84,990	128,130	154,320	
																		180,510	
要介護 3 (513131)	27,048	28,260	28,680	57,330	86,700	24,600	24,600	39,300	60,180	9,000	11,700	19,500	41,760	62,280	64,980	87,480	130,620	130,620	
																		188,640	
要介護 4 (513141)	30,938	30,540	30,990	61,950	92,910	24,600	24,600	39,300	60,180	9,000	11,700	19,500	41,760	64,590	67,290	89,790	132,930	163,890	
																		194,850	
要介護 5 (513151)	36,217	32,760	33,240	66,450	99,660	24,600	24,600	39,300	60,180	9,000	11,700	19,500	41,760	66,840	69,540	92,040	135,180	168,390	
																		201,600	
適用加算項目																			
		個別機能訓練体制	12単位																
		栄養マネジメント	14単位																
		日常生活継続支援(Ⅱ)	46単位																

その他加算項目

- ※ 療養食加算(該当者のみ) 18単位/日
- ※ 機能訓練指導体制加算 12単位/日
- ※ 看護体制加算(Ⅰ)イ 6単位/日
- ※ 栄養マネジメント加算 14単位/日
- ※ 日常生活継続支援加算(Ⅱ) 46単位/日
- ※ サービス提供体制加算(Ⅰ)イ 18単位/日

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 概算です。 ※ 地域区分(7級地)1単位=10.14円

[1月につき 所定単位×83/1000です。]

※ 特定処遇改善加算(Ⅰ) 概算です。

[1月につき 所定単位×27/1000です。]

※ 高額介護サービス費 介護サービスの1割負担の合計額が  
上限額を超えた場合に保険給付される。

上限額	第1段階	15,000	第3段階	24,600
	第2段階	15,000	第4段階	37,200 (44,400)

高松さんさん荘老人ショートステイセンター(3770102964)

併設型ユニット型 短期入所生活介護費(Ⅰ)

令和Ⅰ年10月1日～

( 1日あたり )

介護保険 認定結果 (サービスコード)	支給 限度 単位	短期入所 生活介護費 (加算含む) (単位)	処遇改善 加算(Ⅰ) (単位)	特定処遇 改善 加算(Ⅰ) (単位)	①利用者負担額 (保険対象分)(円)			② 居室代 (1日あたり) (円)				③ 食事代 (1日あたり) (円)				総 合 計 (1日あたり) ( ①+②+③ ) (円)					
					1割負担	2割負担	3割負担	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第4段階 (2割)	第4段階 (3割)
要介護 1 (212411)	16,765	722 (684+38)	60	19	815	1,630	2,445	820	820	1,310	2,006	300	390	650	1,392	1,935	2,025	2,775	4,213	5,028	5,843
要介護 2 (212410)	19,705	789 (751+38)	65	21	890	1,780	2,670	820	820	1,310	2,006	300	390	650	1,392	2,010	2,100	2,850	4,288	5,178	6,068
要介護 3 (212409)	27,048	862 (824+38)	72	23	974	1,947	2,920	820	820	1,310	2,006	300	390	650	1,392	2,094	2,184	2,934	4,372	5,345	6,318
要介護 4 (212408)	30,938	930 (892+38)	77	25	1,050	2,099	3,149	820	820	1,310	2,006	300	390	650	1,392	2,170	2,260	3,010	4,448	5,497	6,547
要介護 5 (212407)	36,217	997 (959+38)	83	27	1,126	2,252	3,378	820	820	1,310	2,006	300	390	650	1,392	2,246	2,336	3,086	4,524	5,650	6,776
加算項目		機能訓練体制 看護体制(Ⅱ) サービス提供体制強化(Ⅰ)イ	12単位 8単位 18単位									朝食 332円	昼食(おやつ含む) 555円	夕食 505円							

- ※ 地域区分(7級地) 1単位=10.17円
- ※ 送迎加算(片道につき) 184単位/回
- ※ 療養食加算(該当者のみ) 23単位/日
- ※ 連続して30日を超えて利用している場合 30単位減/日
- ※ 機能訓練指導体制加算 12単位/日
- ※ 看護体制加算(Ⅱ) 8単位/日
- ※ サービス提供体制加算(Ⅰ)イ 18単位/日

- ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 概算です。  
[1月につき 所定単位×83/1000です。]
- ※ 特定処遇改善加算(Ⅰ) 概算です。  
[1月につき 所定単位×27/1000です。]

- ※ 高額介護サービス費 介護サービスの1割負担の合計額が  
上限額を超えた場合に保険給付される。
- 上限額 第1段階 15,000 第3段階 24,600  
第2段階 15,000 第4段階 37,200 (44,400)

高松さんさん荘老人ショートステイセンター(3770102964)

併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)

令和1年10月1日～

( 1日あたり )

介護保険 認定結果 (サービスコード)	支給 限度 単位	介護予防 短期入所 生活介護費 (加算含む) (単位)	処遇 改善 加算 (Ⅰ) (単位)	特定 処遇 改善 加算(Ⅰ) (単位)	① 利用者負担額 (保険対象分) (円)			② 居室代 (1日あたり) (円)				③ 食事代 (1日あたり) (円)				総 合 計 (1日あたり) ( ①+②+③ ) (円)					
					1割負担	2割負担	3割負担	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第4段階 (2割)	第4段階 (3割)
要支援1 (242411)	5,032	544 (514+30)	45	15	615	1,230	1,845	820	820	1,310	2,006	300	390	650	1,392	1,735	1,825	2,575	4,013	4,628	5,243
要支援2 (242421)	10,531	668 (638+30)	55	18	754	1,508	2,262	820	820	1,310	2,006	300	390	650	1,392	1,874	1,964	2,714	4,152	4,906	5,660
加算項目 機能訓練体制 12単位 サービス提供体制強化(Ⅰ)イ 18単位												朝食 332円 昼食(おやつ含む) 555円 夕食 505円									

※ 地域区分(7級地) 1単位=10.17円

※ 送迎加算(片道につき) 184単位/回

※ 療養食加算(該当者のみ) 23単位/日

※ 連続して30日を超えて利用している場合 30単位減/日

※ 機能訓練体制加算 12単位/日

※ サービス提供体制加算(Ⅰ)イ 18単位/日

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 概算です。

[1月につき 所定単位×83/1000です。]

※ 特定処遇改善加算(Ⅰ) 概算です。

[1月につき 所定単位×27/1000です。]

※ 高額介護サービス費 介護サービスの1割負担の合計額が

上限額を超えた場合に保険給付される。

上限額 第1段階 15,000 第3段階 24,600

第2段階 15,000 第4段階 37,200 (44,400)

# 利用料金表

令和2年4月1日より

## 介護予防・日常生活支援総合事業(従前相当サービス)

1日あたり 単位(円)

介護予防・総合事業		
項目	事業対象者・要支援 1	事業対象者・要支援 2
介護予防通所介護費	380/日	391/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ-イ)	72単位	144単位
介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数×5.9%(月)	
特定処遇改善加算Ⅰ	総単位数×1.2%	
食事料金	¥650(おやつ代を含む)×利用回数	
<b>*利用制限及び料金</b>	月4回を超えた場合 1655単位/月で算定	月8回を超えた場合 3393単位/で算定

\*地域区分[7級地] (1単位=10.14円)

\*要支援・事業対象者の方は、サービス利用判定基準、個々の身体状況により、通所型サービスAに移行することもあります。その場合、個々に説明を行います。

## 通所介護(要介護1～要介護5)

1日あたり 単位=円

通所介護 通常規模(7時間～8時間)					
9:15 ~ 16:30	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
通所介護費	648	765	887	1008	1130
入浴介助加算	50	50	50	50	50
サービス提供体制強化加算(Ⅰ-イ)	18	18	18	18	18
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×5.9%(月)				
特定処遇改善加算Ⅰ	総単位数×1.2%				
食事料金	¥650(おやつ代を含む)×利用回数				

\*地域区分[7級地] (1単位=10.14円)

\*送迎は、通所介護費に含まれ、送迎中止の場合は、片道47単位の減算となります。

## 通所型サービスA

1日あたり 単位=円

9:15 ~ 15:00	要支援1・事業対象者	要支援2・事業対象者
サービスA費	330単位/日	330単位/日
食事代	¥650(おやつ代を含む)×利用回数	
利用回数の制限あり	5回まで/月	10回まで/月

\*地域区分[7級地] (1単位=10.14円)

高松さんさん荘老人デイサービスセンター

## 配食サービス

1食 600円 (1月1日～1月3日は1食700円)

高松さんさん荘配食センター